

署名 1580 筆－参議院に提出－

2025. 5. 29

5 月 21 日、当会を代表して、代表幹事・米田と大阪消団連・大森の 2 名が国会議員会館を訪問し、この間に寄せられた「消費税率の引き下げを求める署名 1580 筆」を紹介議員に届けました。今国会で参議院議長宛に提出していただきます。

今回の署名紹介は、関西を中心に 8 党の参議院議員に要請した結果、山下よしき議員（共産・写真左）、大椿ゆうこ議員（社民・写真右）、大西英子議員（れいわ・秘書対応・写真下）の 3 議員にお引き受けいただくことができました。



世論ひろげ、消費税率引き下げ実現を

自民（太田房江参院議員）、公明（杉久武参院議員）、立憲（尾辻かな子衆院議員）、維新（浦野靖人衆院議員）、国民（田村まみ参院議員）の各事務所には、「くらし・家計・生業・国内景気を支えるために、消費税率の引き下げが早急に実現するよう、ご尽力のほど、心よりお願いいたします」とする要望書を届けました。

今回、野党 6 党はそれぞれの税率引き下げ案を提示している中で、前向きに受け止めていただきました。また、与党においても、消費税率の引き下げについて、「大きな関心」「重い課題」として議論しているという反応があったことが大きな特徴です。

参議院選挙を直前にして、どの党も世論を無視することはできなくなっています。

更に、世論を広げ、参議院選挙の結果、消費税率引き下げを明確に公約に盛り込んでいる政党の合計議席が多数を占めることになれば、実現への道が開かれます。

今、力を合わせ、各団体ができることに取り組みましょう。



連続学習会の最後は

「消費税、インボイス、103万円問題」



昨年5月にスタートした連続学習会「社会保障の制度と仕組みを考える」の最終第13回を、「消費税、インボイス、103万円問題」をテーマに5月20日に開催しました。講師は税経新人会の清家裕税理士（写真）にお願いしました。以下、消費税とインボイス部分の講演概要を紹介します。

生活費に課税する悪税

<消費税納税額の計算方法(仕入税額控除)>

1. 課税事業者

①本則課税

{課税売上高の消費税額：(標準税率の売上高×10÷110) + (軽減税率の売上高×8÷108)}
－ {(標準税率の仕入高×10÷110) + (軽減税率の仕入高×8÷108)} = 消費税納税額

②簡易課税（課税売上高 5,000 万円以下で、簡易課税を選択した事業者）

{課税売上高の消費税額：(標準税率の売上高×10÷110) + (軽減税率の売上高×8÷108)}
－ {課税売上高の消費税額×みなし仕入れ率（事業種類ごとに法定）} = 消費税納税額

2. 免税事業者（課税売上高 1,000 万円以下） * 課税事業者を選ぶことはできる。

= 消費税納税なし

<消費税の4つの取引>

1. 課税取引（国内において事業者が事業として対価を得て行う取引）

2. 輸出免税取引

・上記計算方法の課税売上高の税率を 0% で計算。

課税仕入高の消費税額を引いてマイナスになった額は税務署から還付される。

3. 非課税取引（課税になじまない、土地譲渡・貸付、有価証券譲渡、社会保険医療給付など）

・売上が消費税取引でないため、上記計算方法の課税仕入高の消費税額のマイナスはされない。

4. 不課税取引（資産の譲渡等に該当しない、給与、寄付、保険金、株配当金など）

上記のように、消費税は事業者が売上高と仕入高から計算した額を納税する義務を負う税金で、消費者が事業者に預けた額が納税されるものではない。消費者が支払うのは商品の対価であり、その中から事業者が納税する消費税額分を間接的に負担する立場にある。

消費税は日々の生活費の多くにかかる悪税で、物価の高騰を促進。収入に対して課税取引の支出が占める割合が多くなる低所得者ほど負担が重く、貧困と格差を拡大してしまう（逆進性）。

消費税の逆進性(単位: %)



(注) 年収200万円以下の層は、預貯金を取りくずして生活費にあてているため、負担率が税率より高くなる。富裕層は、一定額を消費に、残りを貯蓄などに回すため負担率は低くなる。
(出典: 総務省「全国消費実態調査」(2014年)、2人以上世帯の年収別データから計算)

「議会と自治体」第249号から

消費税の増税の一方で、大企業、富裕層への減税が行われてきたために、法人税・所得税・住民税の減収額が消費税込の累計額を上回ってしまっている。

その結果、福祉のためと言われた消費税込が増えても、社会保障が切り下げられている。

大企業・大資産家にはドンドン減税				
法人税の推移		所得税と住民税の最高税率の推移		
年	税率	年	所得税率	住民税率
1984年	43.3%	1984年	70% (8,000万円超)	18%
87年	42.0%	87年	60% (5,000万円超)	18%
89年	40.0%	88年	同上	16%
90年	37.5%	89年	50% (2,000万円超)	15%
98年	34.5%	95年	50% (3,000万円超)	15%
99年	30.0%	99年	37% (1,800万円超)	13%
2012年	25.5%	2007年	40% (1,800万円超)	10%
2015年	24.9%	2015年	45% (4,000万円超)	10%
2016年	23.4%	2016年	同上	10%
2018年	23.2%	2018年	同上	10%



インボイスで免税点制度を破壊

インボイスは仕入高に含まれる消費税額を証明する領収書等で、登録した消費税課税事業者だけが発行できる。

免税事業者はインボイスを発行できないので、課税事業者と取引した場合、仕入税額控除の対象にならず、取引先の課税事業者の消費税納税額が増えてしまう。(次ページ試算参照)

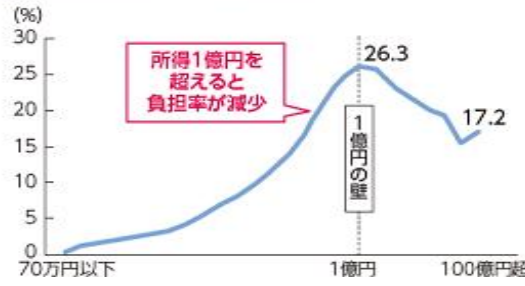
取引継続のために、多くの免税事業者が課税事業者にならざるを得なくなっている。

図は消費税なくす全国の会パンフレット、消費税廃止全国連絡会チラシより

資本階級別の法人税実質負担率 (2022年度)



所得階層別の所得税負担率 (2022年度)



		消費税導入以前(1988年度)	現在(2024年度)
消費税率		0%	10% (軽減税率8%) インボイス制度実施
世帯の所得中央値		453万円	405万円※
国債残高		157兆円	1317兆6365億円
法人税率		42%	23・2%
大企業の内部留保 (資本金1億円以上)		58・7兆円	394・4兆円※
社会保障			
医療	会社員 本人の窓口負担	1割	3割
	高齢者の窓口 負担(外来)	定額(800円)	1割、2割(年収200万以上)、3割(現役並み)
	国民健康保険料 (1人の平均)	56,372円	94,381円※
年金	国民年金保険料 (月額)	7,700円	17,510円
	会社員の厚生 年金保険料率	11・75%	18・3%
	厚生年金の 支給開始年齢	60歳	65歳
介護・障害福祉	介護保険料 (65歳以上)	制度なし	6225円(全国平均)
	介護サービス 利用自己負担	制度なし	3割負担を導入(2~3割負担対象拡大を検討中)
	介護サービス 内容	制度なし	要介護1、2の保険外しケアプラン作成に自己負担
少子化対策	子育て財源	全て公費負担	社会保険料で追加徴収(2026年度~)
	公立・公営 保育所の数	13,657カ所	6,866カ所
	国立大学 4年間の学費	138万円	242万5200円

※2023年度

売上高の少ない事業者にとって、消費税の納税が過酷であることから設けられている免税点制度が破壊されている。

インボイスによる消費税納税額の変化

1. 本則課税で納税する課税事業者の場合

(課税売上高 2 億円 (税抜)、課税仕入高 1.5 億円 (税抜)、課税仕入高の 50% が免税事業者)

① 2023 年 9 月末までの年ベース納税額

- ・ 免税事業者との取引も税額控除可
(2 億円 - 1.5 億円) × 10% = 500 万円

② 2029 年 10 月以降の年ベース納税額

- ・ 免税事業者との取引は税額控除不可
{2 億円 - (1.5 億円 ÷ 2)} × 10% = 1250 万円

* 2023 年 10 月 ~ 2029 年 9 月は経過措置あり

- ・ 23 年 10 月 ~ 26 年 9 月 納税額 = 650 万円
- ・ 26 年 10 月 ~ 29 年 9 月 納税額 = 875 万円

2. 免税事業者が課税事業者になった場合

(課税売上高 500 万円 (税抜)、課税仕入高 200 万円 (税抜)、サービス業)

① 2023 年 9 月末までの年ベース納税額

- ・ 0 円

② 2023 年 10 月 ~ 2026 年 9 月の年ベース納税額

- ・ 500 万円 × 10% × 20% = 10 万円

③ 2026 年 10 月以降の年ベース納税額

- ・ 本則課税
(500 万円 - 200 万円) × 10% = 30 万円
- ・ 簡易課税
500 万円 × (1 - 50%) × 10% = 25 万円

財源は憲法 9 条、25 条を活かして

税金の集め方は生活費非課税、負担できる力に応じた応能負担へ、税金の使い方は平和と健康で文化的な生活を保障する方向へ転換することが求められている。

物価高騰に対して消費税の引き下げを求める世論が大きく広がる中、参議院選挙を前にして、自民党執行部は消費税率の引き下げを否定しているが、その他の政党は消費税の減税・廃止を提案・検討している。

各党の政策をしっかりと見比べ、投票しよう！

消費税率引下げ実現に 今できることを

① なんば署名行動に参加を

- 6 月 2 日 (月) と 7 月 1 日 (火) 11:45 ~ 12:30、
高島屋北側なんば広場 (雨天中止)

② ミニ動画の視聴・拡散を

- 新しいミニ動画「消費税いちばん多いの巻」(約 4.5 分)、「消費税やっぱり多い」(約 6.5 分)



<https://osakacon.org/kansairen/custom.html>

- 同封リーフ追加希望の団体は、事務局へ。

大阪消団連 TEL.06-6941-3745 (平日 10 ~ 17 時)

5 月 なんば 署名宣伝行動

■ 9 名が参加、署名 12 筆
が寄せられました。

